

一般社団法人 福商會定款

一般社団法人福商会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福商会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、同窓会活動を通じて、会員相互の親交、発展並びに母校への支援活動を行い、青少年の健全育成を図る。また、市民への公益活動を通じて社会貢献に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母校への奨学育英事業並びに部活動振興の支援事業
 - (2) 会員への会報等の発行及び会員の名簿管理
 - (3) 会館の運営、施設管理（店舗、事務所、会議室の貸与）
 - (4) 会員相互の親交（講演会、講習会、交流会の開催）
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、主として福岡県において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正 会 員 …… 福岡商業学校卒業者、福岡商業高等学校卒業者、同別科並びに定時制卒業者及び福翔高等学校卒業者、理事会の承認を得たる中途退学者
- (2) 特別会員 …… 福岡商業学校、福岡商業高等学校、福翔高等学校の教職員であった者及び現教職員。その他福商会に貢献し、理事会の承認を得た者
- (3) 名誉会員 …… 本会に対し特に功労のあった者で、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 正会員は、卒業と同時に入会するものとする。

(会費等の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総代議員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会報等の配布)

第11条 会員は、本会が発行する会報等の配布を受けることができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 いったん納付した入会金及び会費は、これを返還しない。

(代議員等)

第13条 本会は、正会員のうちから250名以内の代議員を置く。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員であること

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員選挙の終結の時までとする。
- 9 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第 4 章 総 会

（種 類）

第14条 本会の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

（構 成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第16条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算（報告）
- (4) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第18条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第17条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

(招 集)

第18条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決 議)

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表したものは出席者とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解 散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 80名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、15名以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
又、理事長、副理事長、専務理事を総じて三役と呼ぶ。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。副理事長、専務理事、及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問、相談役、参与)

第29条 本会は、役員のほか相談役、参与、顧問を別に定めるところにより若干名置くことができ、理事会に諮り決議を得た上で理事長がこれを委嘱する。

(報酬等)

第30条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等を支給することができる。

- 2 監事は、監査出席の場合1日につき報酬として5,000円を支給する
- 3 役員及び代議員には費用支弁することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の実施にあたり事前に三役会又、必要に応じ常任理事会を開催し、理事会にかける議題を検討、作成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度に決算理事会、中間理事会、予算理事会として3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることな

く理事会を開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第40条 本会の財産は、以下の通りとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

第41条 本会の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- (1) 基本財産は、別表に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する
- (2) 運用財産は、基本財産以外の資産とする
- (3) 寄付金であっても寄付者の指定あるものは、その指示に従う

(資産運用)

第42条 本会の基本財産のうち、現金は理事会の決議によって定期預金または定期郵便貯金に預け入れることができる。

第43条 基本財産は、消費しまたは担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、消費または担保に供することができる。

(費 用)

第44条 本会の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、寄付金、事業に伴う収入及び資産から生ずる果実等の運用資産をもって支弁する。

2 総会出席者には費用支弁することができる。

3 別途に理事長が必要と認めた委員会について、委員には費用支弁することができる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

4 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

5 貸借対照表は、定時総会の終結時遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第49条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

第11章 補 則

(委 任)

第53条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長は山口毅とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第41条関係）

財産種別	場 所 等
土 地	306.34㎡ 福岡市中央区大名1丁目12番57号
定期預金	福岡銀行 天神町支店口座番号 1812748 みずほ銀行 福岡支店口座番号 2301839

細 則

1. 第7条 入会金 10,000円とする

年会費 2,000円とする

2. 第13条第2項 代議員の選出基準と登録

(1) 選出基準

代議員は、各卒業回生から3名以内を選出することができる。尚、定時制卒業生は全体で10名以内。別科卒業生は同4名以内とし、それぞれ議決権を有する。

また、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、推薦理事、監事、支部長を選出している回生は3名以内に拘らない。

(2) 登 録

改選期の2月末までに登録を完了する。

3. 第24条 理事及び監事の選出基準と方法

(1) 理事の選出基準

イ 理事は、40歳以上の各卒業回生の代議員の中から各回生1名を理事候補に選出する。又、40歳未満の回生が理事候補選出を希望する場合、その回生から10名の推薦人を得れば1名は理事候補とすることができる。尚、定時制卒業生は4名以内、別科卒業生は2名以内を理事候補とする。

ロ 高齢の卒業回生から、理事辞退の申し入れを受けた場合、理事会、総会の決議を経て退任することができる。

ハ 支部の支部長は理事会の承認を経、理事候補となることができる。

(2) 推薦理事の選出基準

推薦理事は、理事長及び理事会の推薦を受け、本会に今後多大な貢献が期待できる正会員を推薦理事候補とする（若干名）。

(3) 監事の選出基準

監事は、現監事の同意を得た上で、理事長及び理事会の推薦を受けた正会員を監事候補とする。

(4) 登 録

改選期の2月末までに登録を完了する。

4. 第25条第2項 役員の職務及び権限

(1) 副理事長は、理事長に事故あるときは三役会が予め決めた順序によりその任を代行する。

(2) 専務理事は、会務を処理する。また、理事長、副理事長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 常任理事は、理事長、副理事長、専務理事と常任理事会を組織し、総会、理事会の権限に属する事項以外の事項について決議し執行する。また、常任理事会は理事長が必要と認めたとき開催する。

5. 第29条 顧問、相談役、参与の適用

相談役 理事長・副理事長・専務理事経験者および本会に多大の貢献があった者

参 与 理事経験者およびこれに準ずる者

顧 問 歴代校長

6. 第30条 常勤理事の報酬 年額500万円以内とする。

7. 第30条第2項 役員に対する費用支弁

三役会出席の場合（理事長、副理事長） 1回につき 2,000円

理事会出席の場合（理事及び監事） 1回につき 2,000円

監事の監査出席の場合 1日につき 2,000円

8. 第44条第2項 総会出席者に対する費用支弁

総会出席の場合 1回につき 1,000円

同条第3項 委員に対する費用支弁

委員会出席の場合 1回につき 1,000円

内 規

1. 支部および学年同窓会への対応

- (1) 同窓会への出席依頼があったときは、理事長、副理事長、専務理事がそれぞれ分担し対応する。
- (2) この場合の祝儀は出席役員各々 10,000円とする。

2. 慶弔見舞金

(1) 慶 事

- ア 会員の叙勲・褒章祝い 1 件につき 20,000円
- イ 会員の長寿祝い 喜寿（77歳） 7,000円の商品券
米寿（88歳） 20,000円 ヶ
白寿（99歳） 30,000円 ヶ

但し、以下の要件を満たす者とする。

- ① 直近15年間で年会費10回以上納めている者
- ② 同窓大会に出席した者（欠席者には半額を贈る。千円未満切り捨て）
尚、返戻はないものとする。

(2) 弔 事

理事・監事の死亡弔慰金 10,000円

(3) 見 舞 金

理事・監事の病気見舞金（入院3ヶ月以上） 10,000円

3. 出張旅費支給規程

就業規則第45条に準ずる。

平成 23 年 6 月 1 日 制定
平成 24 年 5 月 20 日 改定
平成 26 年 5 月 25 日 改定
平成 27 年 5 月 24 日 改定
平成 28 年 5 月 22 日 改定
平成 29 年 5 月 28 日 改定 (喜寿、米寿祝い変更)
平成 30 年 6 月 9 日 改定 (基本財産定期預金内訳変更及び
代議員、役員選出方法等 他)
令和 3 年 7 月 1 日 改定 (理事定数増員 他)